



ふれあいネットワーク 

社会福祉
法 人

福島市社会福祉協議会

令和7年度



誰もが安心して

笑顔で暮らすことのできる

まちづくり実現のために…



社会福祉協議会とは

誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく社会福祉団体で、社会福祉法に基づき各市町村に1つと定められた団体です。助け合いのネットワークづくりと支え合いの仕組みを地域につくりあげるために、皆様のご支援、ご協力をお願いします。

地域福祉部門

地域の福祉活動の推進

●地区協議会の支援

地域住民が住みよいまちづくりのため組織している市内26の地区協議会活動を支援するため、研修会や連絡会の開催、ふれあいサロンのレクリエーション活動等を支援します。

●重層的支援体制整備事業

ひきこもりや貧困等の複雑・複合化した個別のニーズに対応するため、地域資源との調整を図り、多様な社会参加の機会を創出します。

暮らしの安心のお手伝い

認知症高齢者や知的・精神障がい者などの判断能力が不十分な方が安心して生活できるようにお手伝します。

●日常生活自立支援事業（あんしんサポート）

福祉サービス利用に係る相談や生活費の払戻し、公共料金等の支払いの支援等を行います。

●福島市権利擁護センター運営事業

成年後見制度や権利擁護に関する制度を活用しやすくするよう、情報提供や相談、出前講座、市民後見人養成講座の開催などを行います。

●法人後見事業

法人として成年後見人等に就任し、ご本人の意思を尊重した後見事務に取り組みます。



福祉バス運行事業

地区協議会などの福祉関係団体が福祉向上を目的とした視察研修等を行うために福祉バスの運行を行います。
(利用定員 26名)



赤い羽根共同募金運動への協力

共同募金は地域の支え合い活動の大切な財源として、子どもや障がい者、高齢者等を支援する地域福祉事業の他、災害時には災害ボランティア活動に役立てられています。



福祉教育やボランティア活動の推進

●心のバリアフリー出前講座

学校や企業・団体等を対象に福祉講座実施に関する相談、企画調整を行います。

高齢者疑似体験／車いす体験／手話講座／点字体験／手引き体験／障がい者スポーツ体験など

●ボランティアセンター運営事業

ボランティアに関する相談、登録・派遣や各種養成講座の開催、ボランティア保険の加入手続きなどを行います。

低所得世帯等への支援

●低所得者世帯の自立に向けた相談支援

- ・生活福祉資金の貸付相談
- ・生活援助資金の貸付
- ・フードバンク事業、フードドライブ等による食料支援



子育て支援事業

●楽しむ子育て応援事業

子育て中の母親の休息の場を提供し、母親同士が繋がるきっかけづくりを支援します。

●子ども食堂の運営支援

●障がい児・者の活動支援

障がい児・者が地域でいきいきと生活が送れるよう、レクリエーションを通して交流を図り、社会参加の促進や余暇活動の充実を支援します。

東日本大震災に伴う避難者支援

市内に避難している方を対象に訪問による相談支援や、月に1回の交流の場としてホッとサロン「てとて」、復興団地入居者及び周辺住民対象の「居場所」の開催・運営を行います。

また、「社協連携避難者支援センター福島」の運営を通して避難元自治体の枠を越えた「丸ごとの支援活動（相談・支援・見守り・居場所づくり・避難先地域とのつながりづくり等）」を行います。